

(3) 阿普礼是 『明実録』正統四年七月壬戌の条にこの入貢の記事がある。

(4) 前船 この船の給付については〔二六一二〇〕参照。

(5) 近故 近ごろ死去した、の意。

(6) 另撥 ほかにて与えて出すこと。

1-17-08

国王尚巴志より礼部あて、正旦令節の慶賀の進貢の咨

(一四三九、四、九)

琉球国中山王尚巴志、慶賀等の事の為にす。

今、合に行うべき事理を將て開坐し移咨す。施行を請う。須らく咨に至るべき者なり。

計二件

一件、慶賀の事。今、長史梁求保等を遣わし、使者楊布勃也と共に、表文一通を齎捧し、及び使者明泰の勇字等号海船四隻に坐駕し、通共に馬五十四・硫黄七万斤を装載して京に赴き、正統五年(一四四〇)の正旦令節を慶賀せしむ。咨して進収して施行するを請う。

一件、番貨の事。所有の各船の附搭の蘇木は、煩為わくは、具奏して乞い、便利の事例に照らして給価せんことを。航海の労を虧損する無く、遠人の便を下憐するに庶からん。咨して施行を請う。

右、礼部に咨す

此の一起 四隻船 共に馬五十四・硫黄七万斤を装す

勇字号船 馬十四・硫黄二万斤大 通事蔡讓

義字号船 馬十四・硫黄二万斤大 馬通事

永字号船 馬十四・硫黄二万斤大 范通事

地字号船 馬二十四・硫黄一万斤大 李通事

正統四年(一四三九)四月初九日

咨

注 (一) 梁求保 『明実録』正統五年二月甲午の条にこの入貢の記事

がある。

1-17-09

国王尚巴志より礼部あて、進貢の咨(一四三九、四、二四)

琉球国中山王、朝貢等の事の為にす。

今、各件の事理を將て移咨す。照驗して施行するを請う。須らく咨に至るべき者なり。

計二件

一件、朝貢の事。今、使者步馬結制等を遣わし、表文一通を齎捧し、及び地字号海船一隻に坐駕し、馬一十四・硫黄二万斤を装載し、京に赴き朝貢せしむ。咨して、進収して施行するを請う。

一件、番貨の事。所有の附搭の蘇木等の物は、煩為わくは題奏